

千葉県二級建築士試験及び木造建築士試験の受験禁止の措置に関する基準の制定について（概要）

都市整備局建築指導課

1. 趣旨

二級建築士試験又は木造建築士試験を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、試験の公正かつ適正な実施を確保するために、建築士法第13条の2第3項の規定に基づく受験禁止の措置を行う場合の基準を定めるもの。

2. 基準（案）の内容

受験禁止の措置を行う場合の禁止期間は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

措置事由に該当する行為	受験禁止期間
他の受験者の答案をのぞき見るなどの不正行為	1年
参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為	2年
虚偽の出願（替え玉受験、無資格受験など）によって二級建築士又は木造建築士試験を受け、又は受けようとするなどの極めて悪質な不正行為	3年

3. 施行予定日

平成30年5月上旬